

平成19年（2007年）12月20日
経 営 室 契 約 担 当

中野区入札・契約制度改革基本方針

平成19年（2007年）12月
中 野 区 経 営 室

目 次

I. 入札・契約制度改革の基本的考え方	1
II. 主な入札・契約改革の内容	1
1. 総合的に優れた事業者を選定する入札方式の導入	1
簡易型工事案件の実施方法	2
標準型工事案件の実施方法	3
高度技術提案型案件の実施方法	4
2. 一般委託契約案件	4
3. 物品購入契約案件	5
4. 情報システムの区調達の方法	5
5. 事業目的・内容に応じた多様な入札・契約方式の採用	6
6. 談合等の不正行為の防止策	7
7. 第三者機関と苦情処理体制の整備	8
8. 小規模契約の業者登録制度の導入	8
9. あっせん防止・口利き行為禁止等の強化	9
III. スケジュール	9

中野区入札・契約制度改革基本方針

I. 入札・契約制度改革の基本的考え方

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」等により、国、地方公共団体を問わず入札・契約事務のより一層の改善、公正・公平で透明性の高い入札・契約事務の確保が求められている。

しかしながら、国や地方自治体においては、依然として入札談合事件が発生していることから、談合等の不正行為の排除の徹底を図るため、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」とした通知が国から出されている。

同通知では、今後とくに取り組むべき事項として、「一般競争入札の拡大」「総合評価方式の拡充」、「談合等の不正行為及び発注者の関与の防止の徹底」、「ダンピング受注の防止の徹底」等を掲げている。

さらに、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（公共工事品質確保法）に伴い、公共工事の品質について、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることを確保することが自治体に義務付けられた。

中野区でも、入札・契約事務のあり方について、これまでも様々な改善や見直しに努めてきた。特に工事請負に関する入札・契約事務については、現場説明の取り止めにより業者間が事前に接触する機会を排除、指定した期日での仕様書渡しによる情報の事前漏洩防止、予定価格や契約価格等を明らかにした入札経過調書の事後開示による情報公開、工事請負指名競争入札参加者指名基準の公表、談合情報の入手に關しての取り扱い方法を定めるなど、見直しや改善に取り組んできたところである。

今後は、「総合評価制度」の導入をはじめとした入札・契約事務のさらなる改革に取り組むことによって、入札・契約事務のより高い透明性、公正性、効率性の確保を図る。

II. 主な入札・契約改革の内容

1. 総合的に優れた事業者を選定する入札方式の導入（総合評価方式）

公共工事に総合評価方式を導入することで、①品質面で競争させることで、公共工事自体の品質を向上させること、②建設事業者等の育成と技術力の向上が図れることなどから、平成20年度から順次、以下の工事案件から同方式を適用する。

なお、施設の小破修理や軽易な工事案件については、区内小規模事業者複数の入札により、受注者を決定する。

(1) 簡易型工事案件

技術的な工夫の余地の少ない工事のうち、区が示す仕様に基づき、適切かつ確実な施工能力を求める工事案件。この案件は、原則として区内事業者を優先する。

(2) 標準型工事案件

技術的な工夫の余地が大きい工事で民間の技術力を活用して、区が示す標準的な仕様案に対して、施工上の工夫の技術提案を受け、工事の品質を高める工事案件

(3) 高度技術提案型工事案件

技術的な工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する工事案件

(4) 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式を実施する場合、発注者の恣意を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行うため、以下の段階で学識経験者や専門家から意見を聴取することが、地方自治法施行令（第167条の10の2）で義務付けられている。

- ① 総合評価方式を行うとする工事案件を定めた時
- ② 落札者を決定しようとする時
- ③ 落札者の決定基準を定めようとする時

(5) 適正な発注仕様書の作成

総合評価方式の導入にあたり、適正かつ公平な判断ができる仕様書を作成し、発注者責任を明確にする。

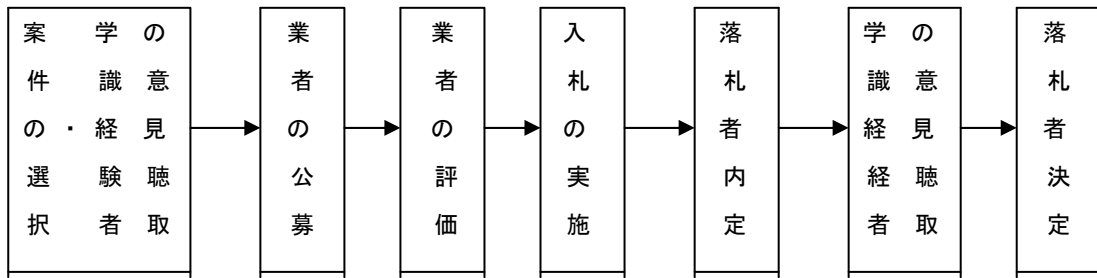
簡易型工事案件の実施方法

○ 評価項目

簡易型工事案件では、工事の工程や手順などのほか、工事成績や過去の同種の施工実績等を評価項目とし、審査・評価を行い、事業者を決定する。

- ・ 事業者の施工能力
過去の同種・同規模・類似工事の施工実績、過去の工事成績評定点等
- ・ 配置予定技術者の能力
過去の同種工事の施工経験の有無、過去の技術者の工事成績評定点等
- ・ 地理的条件
区内における本店・支店の所在の有無、過去における区内での施工実績等
- ・ 社会貢献
高齢者・障害者の雇用状況、ISO取得などの環境への配慮、災害協力等

○ 手続きの流れ



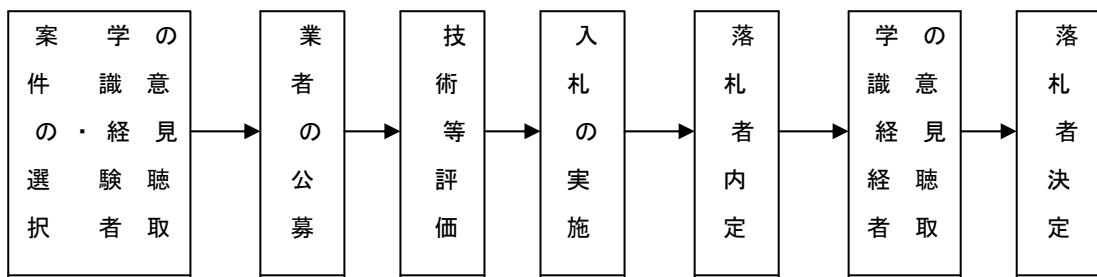
標準型工事案件の実施方法

○ 評価項目

標準型工事案件では、競争参加者に施工計画や実績のほか、施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について、審査・評価を行い、事業者を決定する。

- ・ 施工計画
実施手順の妥当性、工期設定の適切性、品質の確認・管理方法の適切性、施工計画の実現性や有効性等
- ・ 配置予定技術者の能力
過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無、工事成績評定点、技術者の専門的技術力、工事の理解度・取組み体制
- ・ 事業者の施工能力
過去15年間の同種・同規模・類似工事の施工実績、工事成績評定点、過去における優良工事表彰の有無、当該工事の技術開発実績の有無等
- ・ 施工体制
品質確保の実効性、施工体制確保の確実性等
- ・ 技術提案内容
コスト縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能に関する提案等
- ・ 社会貢献
高齢者・障害者の雇用状況、ISO取得などの環境への配慮、災害協力等

○ 手続きの流れ



高度技術提案型工事案件の実施方法

○ 評価項目

高度技術提案型工事案件では、競争参加者に施工計画や実績のほか、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術や優れた工夫等を含む技術提案を求め、その実現性や安全性等について、審査・評価を行い、事業者を決定する。

・ 施工計画

実施手順の妥当性、工期設定の適切性、品質の確認・管理方法の適切性、施工計画の実現性や有効性等

・ 配置予定技術者の能力

過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無、工事成績評定点、技術者の専門的技術力、工事の理解度・取組み体制

・ 事業者の施工能力

過去15年間の同種・同規模・類似工事の施工実績、工事成績評定点、過去における優良工事表彰の有無、当該工事の技術開発実績の有無等

・ 施工体制

品質確保の実効性、施工体制確保の確実性等

・ 技術提案内容

コスト縮減に関する技術提案、工事目的物の性能・機能に関する提案、社会的要請への対応に関する技術提案等

・ 社会貢献

高齢者・障害者の雇用状況、ISO取得などの環境への配慮、災害協力等

○ 手続きの流れ

標準型と同様

2. 一般委託契約案件

一般委託契約案件のうち、企画提案型の事業者募集方式で事業者を選定する場合についても、工事契約における総合評価方式に準じた評価・審査を導入し、価格及び技術、業務執行及び業務管理能力が総合的に優れた事業者と契約することとする。

また、その選定の透明性、公正性をより高めるため、対象業務の選定基準、募集方式、評価方法、選定委員会の設置、選定結果の公表等について標準的な実施基準を定めることとする。

(1) 対象契約案件例

- ・ 地区まちづくりなどの調査業務委託契約
- ・ 小中学校の給食調理業務委託契約
- ・ 区立保育園等の運営や区施設の指定管理者業務委託契約
- ・ 耐震改修工事や特殊な施設の改修・改築のための業務支援（コンサルタント）
- ・ 情報システムの開発関連業務委託

(2) 評価項目

- ・ 事業者の業務遂行能力（過去の同一・類似業務の実績等）
- ・ 業務監督者の管理能力（過去の同一・類似業務の監督経験の有無、実績等）
- ・ 業務の執行体制（業務遂行体制、非常時のバックアップ体制等）
- ・ 事業者の社会貢献（高齢者・障害者の雇用状況、ISO取得等）
- ・ 事業者の特殊技術、

(3) 事業者選定後の契約方法

上記総合評価方式で事業者を選定する場合は、契約事業者を特定するのではなく、契約の交渉順位を定め、契約担当に契約依頼を行うものとする。

契約担当では、その選定経過や結果等に基づき、入札の方法を定めることとする。

(4) その他の一般委託契約

事業者の執行体制の確保や特殊な技術が伴わない比較的軽易な業務委託については、一般競争入札により事業者を決定する。

3. 物品購入契約案件

手続きの透明性、客観性、競争性が高い一般競争入札の適用範囲の拡大を図るほか、入札は、原則電子入札で行う。

(1) 物品購入の入札基準

予定価格予定価格130万円以上の案件は、原則一般競争入札とする。（業者数の制限なし）

(2) 導入時期

平成20年4月1日以降、順次、契約依頼のあった案件から、同基準を適用する。

4. 情報システムの区調達の方法

平成19年3月に総務省行政管理局において、国の各府省における情報システムの調達について、競争促進等によりコストの削減や透明性の確保を図るための統一指針が定められ、本年7月から適用された。

区としては、こうした国の動向を視野に入れ、情報システムの調達にあたっては、以下の方針により行うこととする。

(1) 一括調達の見直し

情報システムの調達は、これまでソフトウェア・ハードウェアの設計・開発、運用管理、保守などを一括して発注していたが、これを一括調達から原則として、順次段階的に分離して調達することとする。

こうしたことを推進することにより、技術力のある中小企業の参入機会を拡大し、新規参入を促進することで、競争の促進を図ることとする。

(2) 調達計画書の作成・公表

入札の開始に先立ち、業務の概要、調達スケジュール、システム方式等を記載した調達計画書を作成し、公表することにより、既受注事業者が有利となる無理なスケジュール設定を排除し、計画的な調達を実現する。

(3) 調達仕様書の明確化、入札の制限

調達仕様書は、誰でも採用可能なオープンな標準に基づく要求要件の記載を優先することにより、特定事業者や既受注事業者への依存から脱却し、安易な随意契約を抑制する。

なお、調達仕様書を工程管理支援事業者等に作成させた場合は、その作成関与者を入札から排除し、調達の公平性を確保する。

(4) 契約の明確化

知的財産権の帰属、仕様変更手続き等を契約書に明記することにより、口頭による仕様変更などの曖昧な契約を排除する。

(5) その他

情報システムの調達に関する手順等については、別途区が定める「中野区情報システム調達ガイドライン」の定めによるものとする。

5. 事業目的・内容に応じた多様な入札・契約方式の採用について

(1) 工事請負契約における企画提案型設計・施工一括発注方式の導入

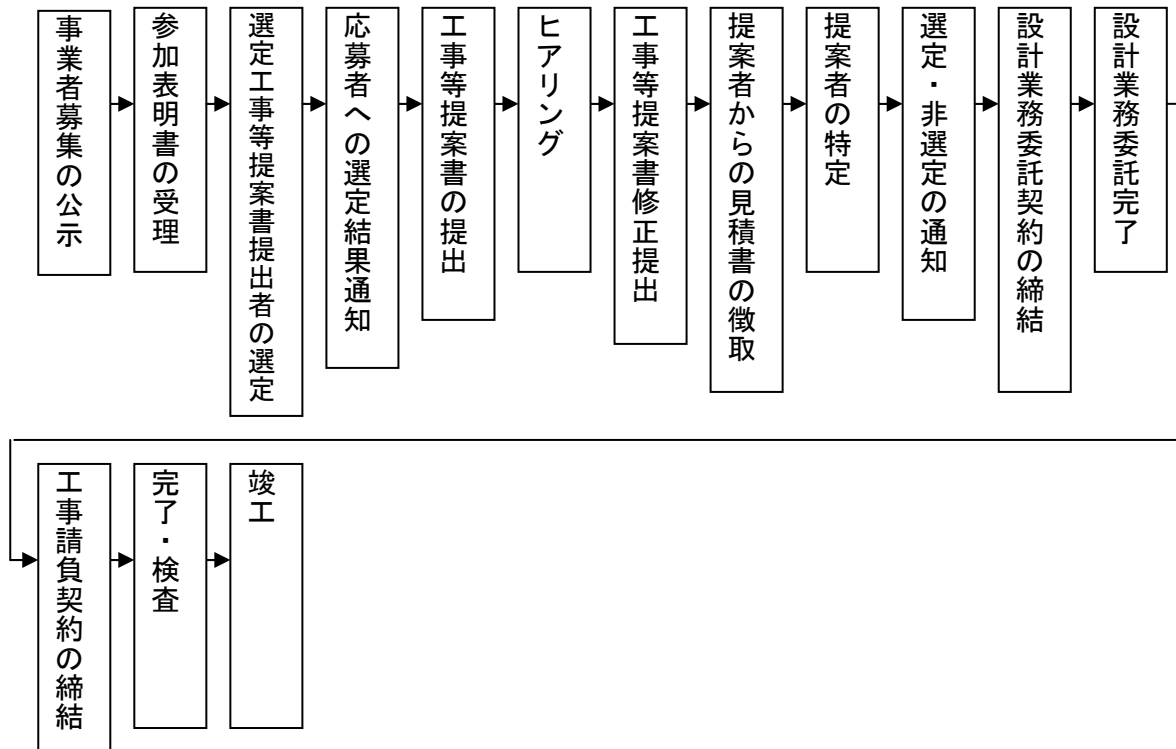
企画提案型設計・施工一括発注方式（プロポーザル・デザインビルド方式）は、工事請負契約において、業者の特性、過去の工事实績、技術力等を踏まえ、業者からの提案に基づき、選定の上、請負契約を締結し、設計と施工を一括して発注する方法である。

企画提案型設計・施工一括発注方式の利点は、民間の保有する技術やノウハウを積極的に取り入れることにより、工期の短縮やコストの縮減といった効果があるものと期待されている。

この企画提案型設計・施工一括発注方式については、既に先行自治体の取組みの例もあり、中野区としても今後、学校施設などの大規模施設の新築や改築、大規模改修工事などに導入していくこととする。

なお、工事請負契約におけるプロポーザル・デザインビルド方式の導入にあたっては、その選定について公平性や透明性を確保するという観点から、学識経験者などの第三者を加えた（仮称）工事技術提案審査選考委員会を設置し、より高度で専門的な検討を行い、提案者を選考することとする。

※手続きの基本的な手順の概要は以下のとおりである。



(2) マネジメント技術活用方式（CM方式）の活用

このコンストラクション・マネジメント技術活用方式は、すでに平成14年に国土交通省がガイドラインを示している「建設生産・管理システム」とも呼ばれ、コスト構成の透明性や発注技術者の量的・質的保管の観点から、一部民間でその活用が始まっている。

区においても、発注者の補助・代行者と契約し、技術的な中立性を保ちながら発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方法の検討、工程管理、コスト管理等の業務及びその支援を行うものである。

今後、区の公共工事における技術者不足の対応や区の社会的資源の維持・更新のための技術支援などにマネジメント技術活用方式を導入していく。

6. 談合等の不正行為の防止策

(1) 電子入札の導入

平成20年度の10月から、工事契約及び一般委託契約、物品購入契約のうち、案件を指定した上で、電子入札を導入し、手続きの透明性・公正性の確保を図る。

なお、平成21年度からは、小規模な契約案件を除き、すべての契約案件を電子入札で行うこととする。

(2) 仕様書渡しの改善

工事・一般委託契約、物品購入等の仕様書については、概ねA3版以下のものについては、区のホームページからダウンロードして入手する方法とし、それ以上の

版の仕様書については、郵送又は宅配という方法で、業者に直接送付する。この場合の郵送又は宅配の費用は、業者において負担する。

なお、区は現在、現場説明会を行っていないことから、事業者に対して、仕様書の入手をした日から入札日の前々日までの間、必要に応じて現場確認、所管分野に対してFAXによる質問を行うことができるよう、手続きを明確にする。

7. 第三者機関と苦情処理体制の整備について

入札・契約制度やその運用の透明性をさらに高めるため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条に基づく「適正化指針」により、以下の学識経験者からなる入札監視委員会を設置する。

(1) 設置時期

平成20年度6月を予定

(2) 委員構成

建築学や構造学などの大学教授、弁護士、公認会計士等

(3) 所掌事項

- ① 入札・契約手続きの制度及びその運用状況等について報告を受けること。
- ② 工事成績の評定について、苦情・異議申し立て等があった場合の処理についての諮問に応じること。
- ③ ①から②の所掌事項について、不適切または改善すべき点があると認めた場合に意見の具申を行うこと。
- ④ その他入札制度及びその運用についての改善に資する事項について、意見を具申すること。

(4) 設置根拠

区長の付属機関として、条例で定める。

(5) その他

同委員会は、工事技術提案審査選考機能も兼ねた委員会とする

8. 小規模契約の業者登録制度の導入について

区が発注する物品の買い入れ、工事請負契約、委託契約のうち、その金額が比較的小額で、内容が軽易な契約を希望する事業者の名簿を登録して、区の仕事の受注機会を提供する。

登録の対象とする事業者の要件等は以下のとおりとする。

(1) 登録事業者

区内の事業者で、個人または小規模事業者のため、東京電子自治体共同運営の入札参加者（物品・工事）に登録できない者で、特別区民税を2カ年以上にわたり滞

納していないこととする。

(2) 制度の根拠

中野区小規模契約の業者登録制度要綱を設置する。

(3) 契約制限

① 工事案件

予定価格130万円以下の工事案件

② 物品購入、一般委託案件

予定価格80万円以下の物品購入、予定価格50万円以下の一般委託案件

③ 印刷請負

予定価格130万円以下の請負案件

(4) 契約方法

複数事業者による指名競争入札を原則とする。

9. あっせん防止・口利き行為禁止等の強化について

現在、区が策定している「コンプライアンス（法令遵守）」の考え方に沿い、事業者または代弁者が、自己や第三者の社会的地位に基づく影響力の行使を明示し、または暗示して、契約に関しての働きかけや要望等の口利き行為など、違法または不当な要求を行った場合は、事業者に対して入札参加資格の停止などの措置を講ずることとする。

Ⅲ スケジュール

- | | |
|---------------|--|
| ・ 平成19年12月 | 基本方針案議会報告 |
| ・ 平成19年12月 | 基本方針決定 |
| ・ 平成20年 1月 | 基本方針案の事業者説明 |
| ・ 平成20年 2月～3月 | 条例制定、契約事務規則、関係規定見直し、改正職員向けマニュアル作成、職員研修 |
| ・ 3月～ | 事業者説明会、小規模契約の業者登録の周知 |
| ・ 4月～ | 新たな入札・契約制度の段階的实施
小規模契約の業者登録開始 |